

JPTA ジュニア基金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、JPTA ジュニア基金（以下、基金という。）の管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 基金は、公益社団法人日本プロテニス協会（以下、本協会という。）による、「世界にはばたくジュニア」育成を目指した、ジュニアテニスの底辺を拡大するための事業、及びプロを目指す選手を育成するための事業を実施することを目的として運用するものとする。

(事業)

第3条 第2条に定める目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) JPTA ジュニアテニスカンプ
- (2) JPTA ニュージェネレーションテニス・ジュニアスカウトキャラバンの最終選抜者の育成に関わる事業
- (3) その他、ジュニア委員会で決定した事業

(基金の構成)

第4条 基金は、以下の資金をもって充てる。

- (1) 平成12年1月20日付のJPTA ジュニア基金口座の残高
- (2) 本規程施行日以降に寄附された資金
- (3) 基金の運用益
- (4) その他、ジュニア基金箱で回収した基金

(基金の区分)

第5条 基金は、基金資金及び事業資金に区分する。

(基本資金)

第6条 基本資金は、500万円をもってその上限とする。

2. 基本資金はこれを処分してはならない。

(事業資金)

第7条 事業資金は、基金の基本資金以外のものとする。

2. 第3条に定める事業は事業資金をもってこれを運用する。

(管理)

第8条 基金は本協会の法人会計をもって管理し、事業資金の使用にあたっては、理事会の承認を得ることとする。

(運用)

第9条 基金に属する現金その他の財産は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(補則)

第 10 条 この規程に定めのない事項については、理事会で協議する。
(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は平成 12 年 3 月 16 日より施行する。

一部改定 平成 17 年 4 月 1 日